

(4) 稲荷曲輪整備計画

堀に囲まれる曲輪であり、土塁等については未確認である。当面は、倒木に伴う遺構の損傷を防ぐこと、形状を明瞭にすることを目的に、曲輪を遠望できる程度に間伐する。

(5) 無名曲輪・御隠居曲輪整備計画

前章の活用計画を可能とする環境整備を行う。ここでは、未発掘調査範囲が大半であるので、将来の発掘調査や本格整備までの最小限の整備とする。

この地区は公有地化以前は旧耕作地であり、営農に伴う石垣や樹木がある。現状地形にみる低地部分がかつての堀の形状に由来するものと思われる。

ア. 既存樹木の整理及び低木植栽

稲荷曲輪東の樹林は、主郭や稲荷曲輪への眺望を阻害するため伐採する。

「お屋形様の散歩道」から北にある樹木は、活用上の緑陰樹として維持する。梅林は景観や活用に資するものであり、下草刈り等実施のうえ現状を維持する。加えて、既設の「お屋形様の散歩道」沿いにはツツジ等の低木を植栽し、園路として際立たせる。

イ. 広場・植栽地の整備

暫定的な整備として、基本的に現状地形を改変せず、地形を活かしたものとする。

① 御隠居曲輪周辺（ふれあい・憩いの空間）

市民の日常的な利用や各種のイベント等に用いるため、段差部分には木階段等を設け、現状地盤面を整地し、芝張とする。

草地管理のヤギを導入する場合は、水場と電気柵を設置する。例えば、土塁の想定される範囲に電気柵を巡らせ、その中にヤギを放牧することなども考えられる。尚、電気柵には商用電力を用いるものの他、ソーラー発電やバッテリーを用いるものがある。

② 無名曲輪南側（草花の鑑賞空間）

草花の畑地以外の立ち入り範囲には簡易な舗装（現状土に中性固化材混合転圧等）を行い、栽培用の散水には既存の水路を利用する。

③ 無名曲輪北側（体験・学習空間）

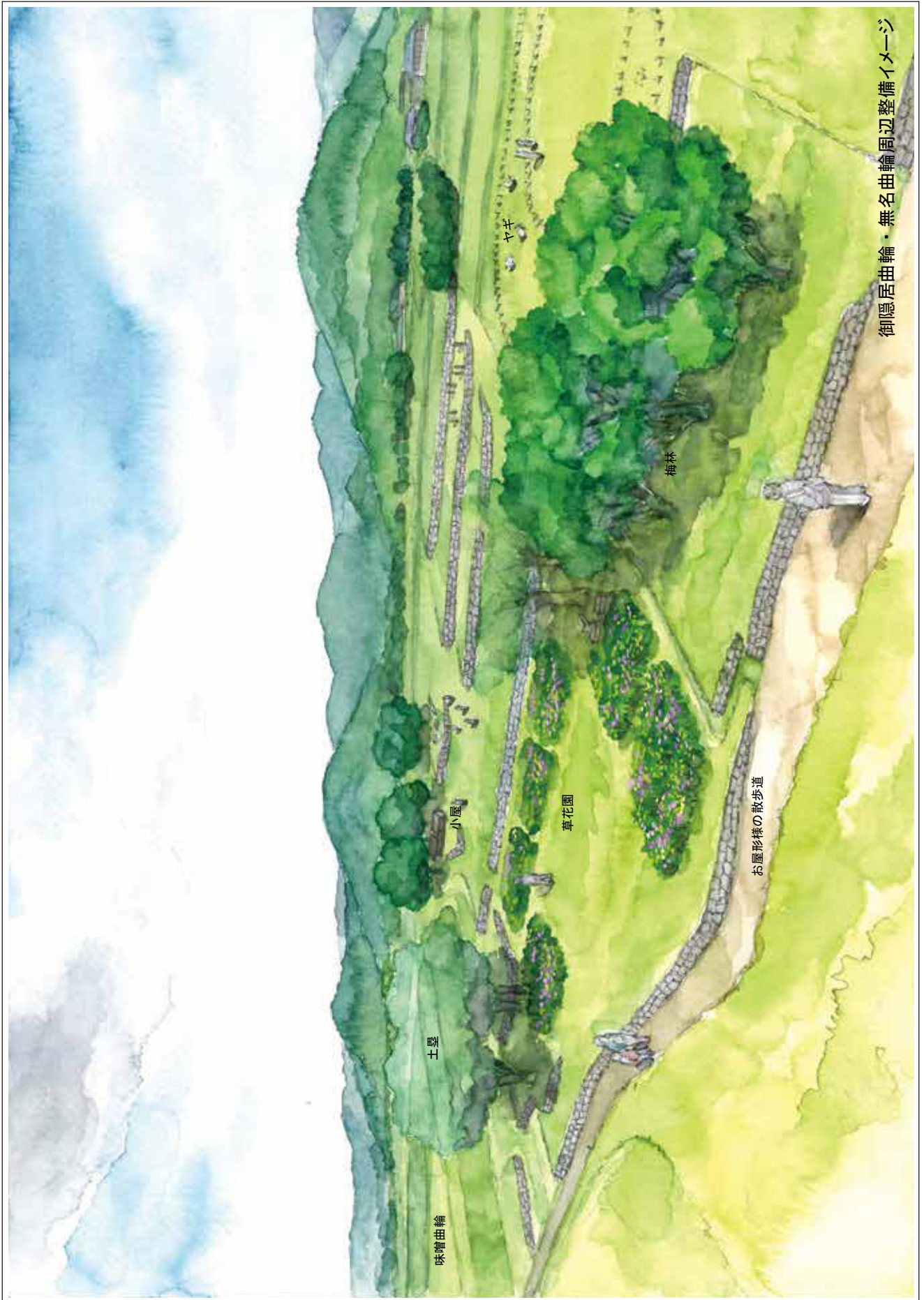
無名曲輪の土塁想定地を含む緩斜面は公有地化以前は旧耕作地であり、畑地に伴う石垣が分布する。必要性に応じ、「中世のあそび」に用いる用具を収納する掘立小屋（10 m²未満の倉庫）を設置する。民有地との境界に簡易柵の設置や広場等の必要に応じた範囲を簡易舗装することも検討する。

④ スポット緑地

御隠居曲輪南スポット緑地には、北側の各曲輪の活用に用いる水飲み及び便所を設置する（資料編を参照）。便所の規模については「(9) 便益施設」に述べる。また、水飲みは手洗いを兼ね、車いす対応のものとする。



稲荷曲輪・無名曲輪・御隠居曲輪 計画図 S=1:1500

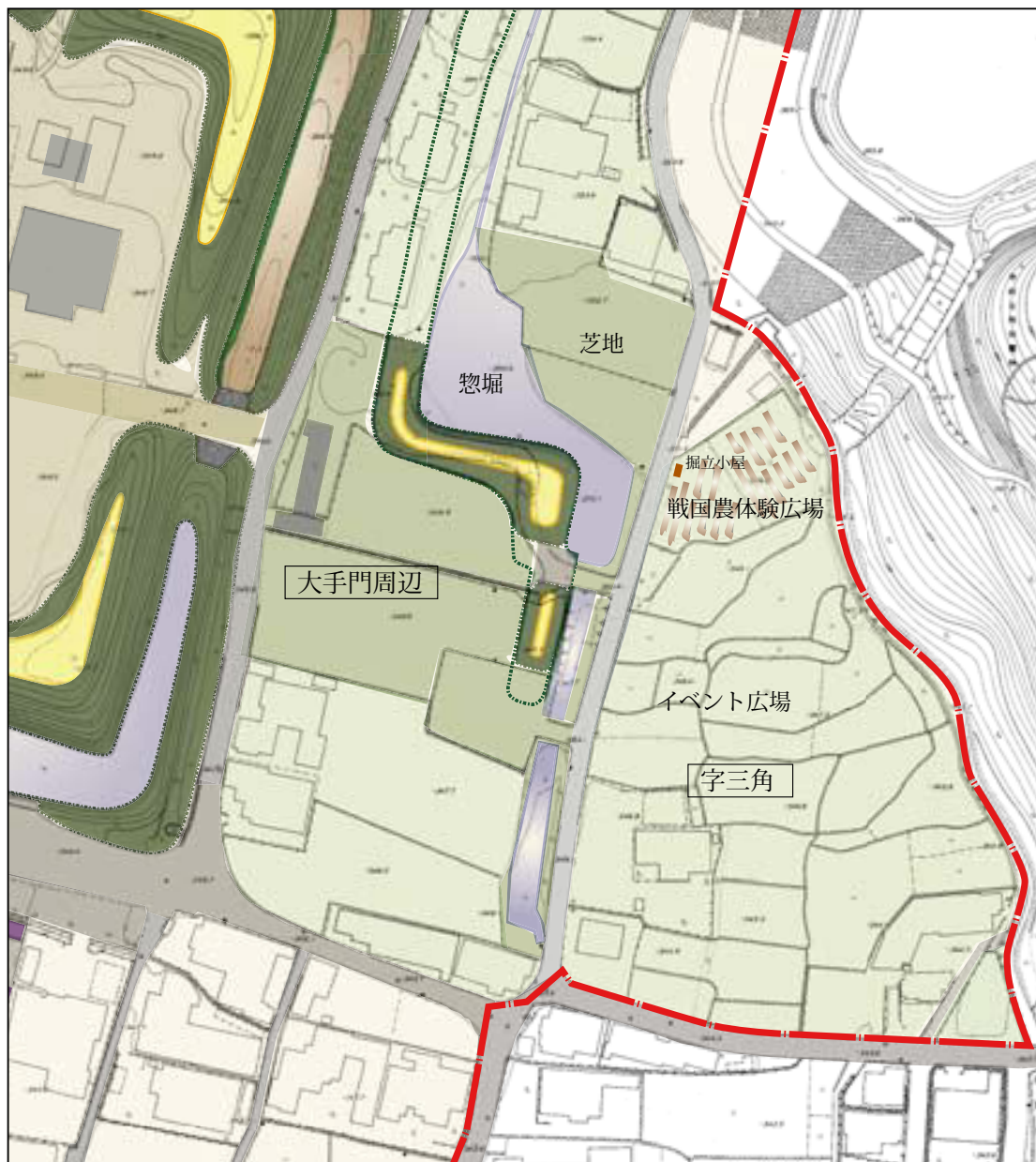


御隠居曲輪・無名曲輪周辺整備イメージ

(6) 字三角整備計画（戦国農体験広場）

無名曲輪・御隠居曲輪と同様に未発掘調査範囲が大半であるので、最小限の整備とする。

公有地化以前は耕作地であったことをふまえ、農体験広場とするため、農作業や見学に用いる通路や作業場の簡易舗装、道具置き場として掘立小屋を設置する。用水は既存の水路を利用する。



字三角整備計画図 S=1:1500